



～いつでも、どこでも申請可能に～  
セーフティネット保証制度の申請をデジタル化

要 旨

セーフティネット保証制度は、自然災害が発生した場合などにより、経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、保証限度額の別枠化により資金調達の円滑化を図るものです。

市では9月30日から当制度の利用に際し、申請のデジタル化を開始します。

現在、中小企業庁の「中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）」を利用したデジタル化を行っている自治体は全国で17市区町村あり、静岡県東部では初となります。

概 要

1 開始日 令和6年9月30日（月）

2 申請方法 [SNポータル](#)から申請することができます。

3 セーフティネット保証制度の概要

台風などの自然災害等の突発的な事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合などにおいて、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証債務を保証するなどの制度です。制度を利用する際に、市の認定が必要となります。（直近の発動：令和6年台風第10号）

昨年度の申請実績：約600件

4 中小企業等のメリット

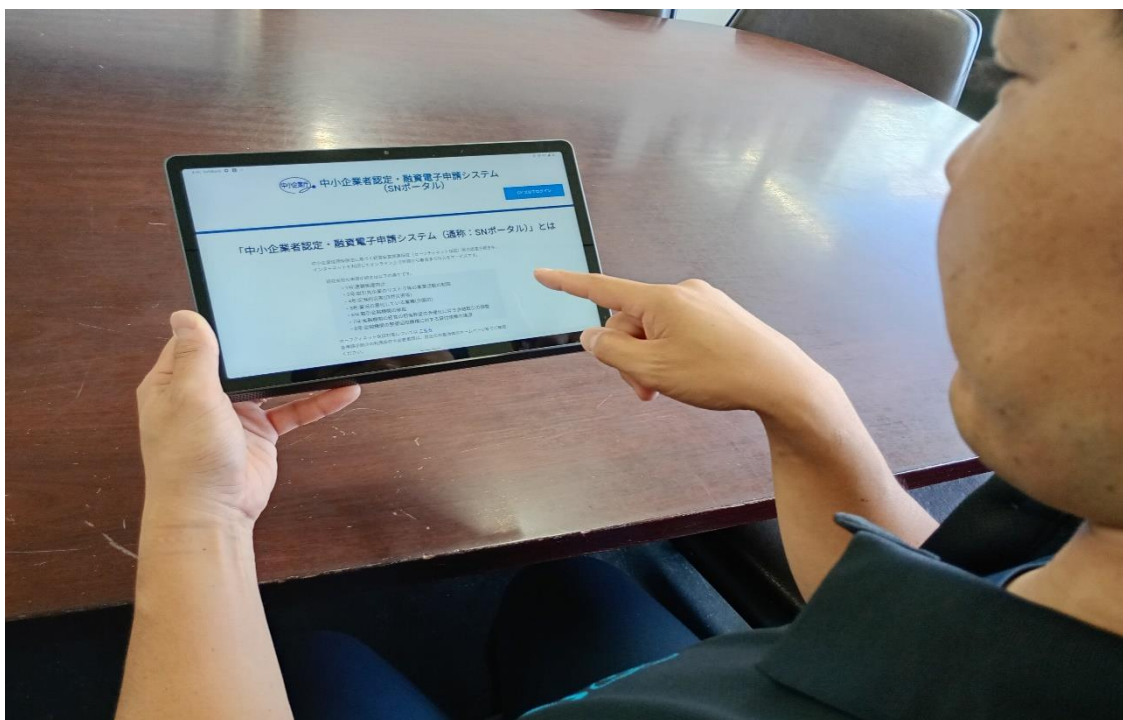
市役所へ赴かなければならなかった申請が、いつでもどこでも可能となり、利便性が大きく向上します。

また、金融機関からの代理申請もデジタル化されます。

お問い合わせ先

沼津市役所 産業振興部 商工振興課  
直通：055-934-4749

(SN ポータルのログイン画面)



本市では、デジタルガバメントの推進に力を入れている。

企業のセーフティネットにかかわる申請をデジタル化することで、以下のメリットがある。

- ・窓口開庁時間にかかわらず、夜間や休日でも申請可能となるため、利便性や多様な働き方の向上につながる。
- ・窓口に行かなくても、申請可能となることから、移動時間や窓口での待ち時間の削減につながり、企業活動の効率化にもつながる。